

公的研究費の使用に関する行動規範

平成 27 年 3 月
日本ビーシージー製造株式会社
公的研究費最高管理責任者

この行動規範は、日本ビーシージー製造株式会社において公的研究費使用、管理及び公的研究費による研究活動を行う上での、研究者及び事務職員の取組の指針を明らかにするものである。

1. 研究者及び事務職員は、研究の実施、研究費の使用に当たっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。
2. 研究者及び事務職員は、公的研究費は国民の税金、その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用、目的外の使用など不正な使用は行わない。
3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、会社による管理が必要であることを自覚して行動する。
4. 事務職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にある事を自覚して行動する。
5. 研究者及び事務職員は、公的研究費の不正使用が会社に対し深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公的研究費の不正防止計画を踏まえて行動する。

不正行為に対する姿勢として私達が求められていること

(研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン 抜粋)

『研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。

また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。』